

議会でのクールビズ・ウォームビズの対応について（案）

1. 服装について

- （１）議会内（委員会室を含む）においては、上着、ネクタイを着用しないことを可とする。その際、長袖又は半袖の襟付きシャツを着用し、Ｔシャツ、半ズボン等は不可とする。
- （２）本会議場においては、議員記章を付けた上着（半袖上着を含む）を着用するが、登壇や質疑以外では、上着を着用しないことを可とする。理事者においても同様の取り扱いとする。ネクタイは着用しないことを可とする。その際、長袖又は半袖の襟付きシャツを着用し、Ｔシャツ、半ズボン等は不可とする。
- （３）夏場や冬場の過度な冷暖房の使用を控え、気候状況や体調などに応じて、議員として適切な服装を選択する。
- （４）女性議員の服装は、（１）及び（２）に準じて対処する。

2. 期間について

令和７年５月１日から令和９年４月３０日までとする。